

4教人選 876号

令和5年3月24日

関係大学長殿

関係短期大学長殿

東京都教育委員会教育長

浜 佳 葉 子

(公 印 省 略)

令和5年度東京都公立学校教員採用候補者選考（6年度採用）に伴う大学推薦の実施について（依頼）

日頃より東京都の教員採用候補者選考につきまして、深い御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、下記のとおり、令和5年度東京都公立学校教員採用候補者選考（6年度採用）に伴う大学推薦を実施することといたしました。

つきましては、貴校の学生へ御周知いただき、御推薦をお願いいたします。推薦の詳細につきましては、別添の実施要綱及び事務取扱を御参照ください。

記

1 令和5年度東京都公立学校教員採用候補者選考（6年度採用）に伴う大学推薦実施区分

- (1) 小学校全科教員採用候補者を対象とした大学推薦
- (2) 小学校全科（英語コース）教員採用候補者を対象とした大学推薦
- (3) 中学校技術教員採用候補者を対象とした大学推薦
- (4) 高等学校工業教員採用候補者を対象とした大学推薦
- (5) 特別支援学校教員採用候補者を対象とした大学推薦

2 推薦基準・申込手続等

別添の実施要綱のとおり

3 申込期限

令和5年5月9日（火）消印有効

東京都教育庁人事部選考課選考担当

大学推薦 担当

電話 03(5320)6787

令和5年3月24日

関係大学大学推薦事務主管課長 殿

関係短期大学大学推薦事務主管課長 殿

東京都教育庁人事部選考課長

布 施 竜 一

令和5年度東京都公立学校教員採用候補者選考（6年度採用）に伴う大学推薦の事務取扱について

令和5年度の大学推薦実施にあたりましては、実施要綱を踏まえ、下記のとおり事務の取り扱いをお願いいたします。

記

1 受験申込書について

大学推薦申込時に御提出いただく受験申込書は、令和5年度東京都公立学校教員採用候補者選考（6年度採用）実施要綱に添付しておりますので、そちらを御使用ください。東京都教員採用ポータルサイトよりダウンロードしてプリントアウトされる場合は両面印刷又は表裏2枚を貼り合わせたものを提出してください。

なお、63円分の切手の貼付もお願いいたします。

2 大学推薦における推薦人数について

推薦人数の枠は設けません。

3 関係書類の記入について

(1) 受験申込書

電子申請による申込は受けません。被推薦者の自署で作成してください。

(2) 「学長推薦書」(様式1)

推薦理由及び特記事項について各実施要綱の「推薦基準(1)(2)」についての所見を御記入ください。

(3) 「成績証明書」

各大学所定の様式を使用してください。累積 GPA 及び満点を記載の上、「親展」扱いとしてください。

(4) 「受験者成績評定票」(様式2)

ア 全校種・教科の受験者について御提出ください。

イ 記入については、各実施要綱「受験者成績評定票の記入について」を御参照ください。

ウ 所見欄は具体的な内容について必ず記入してください。

4 申込期限

令和5年5月9日（火）消印有効

郵送先は、下記 東京都教育庁人事部選考課になります。

5 その他

- (1) 一般選考の実施要綱には、大学推薦に関する詳細を記載しておりません。第二次選考等の日程等については、別紙1「令和5年度東京都公立学校教員採用候補者選考（6年度採用）大学推薦について」を学生に配布の上、御周知ください。
- (2) 「学長推薦書」「受験者成績評定票」について、パソコンでの入力をご希望される場合、電子データをお送りいたしますので、下記メールアドレスまでご連絡ください。
なお、提出につきましては、作成した書式をプリントアウトし、公印等を押した上でご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。
- (3) 令和5年度の実施要項におきましては、1 募集する校種・教科と推薦の対象となる大学等について以下のような変更点がございます。ご確認をお願いいたします。

【変更前】 1-⑤ 特別支援学校教諭普通免許状取得のための課程認定を受けている大学、大学院（教職大学院を含む。）又は短期大学

↓

【変更後】 1-⑤ 受験する学部に対応する校種・教科の教諭普通免許状取得のための課程認定を受けている大学、大学院（教職大学院を含む。）又は短期大学

6 問合せ先

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎 14階

東京都教育庁人事部選考課 大学推薦担当

電話番号 03（5320）6787 【ダイヤルイン】

電子メール S9000017@section.metro.tokyo.jp

令和5年度東京都公立学校教員採用候補者選考（6年度採用）

大学推薦実施要綱

東京都教育委員会

この推薦は、東京都公立学校教員として優れた実践力の育成が期待できる者を学長が推薦し、原則として令和6年4月1日以降に東京都公立学校教員として採用する候補者を決定するために実施します。

学長から推薦された者については、書類審査により優秀と認められた場合に、第一次選考における教職教養試験を免除します。可否の判定においては、一般の選考と比べて、有利な扱いになるものではありません。

1 募集する校種・教科と推薦の対象となる大学等

校種・教科		対象となる大学等
①	小学校全科	小学校教諭普通免許状取得のための課程認定を受けている大学、大学院（教職大学院を含む。）又は短期大学
②	小学校全科 （英語コース）	小学校及び英語の中学校又は高等学校教諭普通免許状取得のための課程認定を受けている大学、大学院（教職大学院を含む。）又は短期大学
③	中学校 技術	技術の中学校教諭普通免許状取得のための課程認定を受けている大学、大学院（教職大学院を含む。）
④	高等学校 工業 （機械系）、（電気系）、 （化学系）、（建築系）、 （工芸系）	工業の高等学校教諭普通免許状取得のための課程認定を受けている大学、大学院（教職大学院を含む。）
⑤	特別支援学校	受験する学部に対応する校種・教科の教諭普通免許状取得のための課程認定を受けている大学、大学院（教職大学院を含む。）又は短期大学

※ 大学間の協定に基づき、他大学等の科目履修により募集する校種・教科（科目等）の免許状が取得できる場合は、課程認定を受けている大学とみなします。

2 推薦基準

以下の(1)から(6)までの全ての要件を満たす者のうち、**東京都での採用を第一希望**とし、学長が推薦する者（以下「被推薦者」という。）

- (1) 希望する校種・教科等の教育に熱意と使命感をもち、学業成績や研究成果、大学内外での諸活動で顕著な実績を有し、そのことをもって東京都の教員として優れた実践力の育成が期待できる者
- (2) 東京都教育委員会が求める教師像にふさわしい資質・能力を有する者
- (3) 学業成績について累積GPAが3.0以上（4点満点）、若しくは3.75以上（5点満点）の者。ただし、小学校全科（英語コースを含む）において、セファールB2以上の英語有資格者については累積GPAが2.8以上（4点満点）、若しくは3.5以上（5点満点）の者とする。
- (4) 令和6年3月において、上記1の対象となる大学等を卒業見込み若しくは修了見込みの者
- (5) 「①小学校全科」においては小学校教諭普通免許状「②小学校全科（英語コース）」においては小学校教諭普通免許状及び英語の中学校又は高等学校教諭普通免許状、「③中学校技術」においては技術の中学校教諭普通免許状、「④高等学校工業」においては工業の高等学校教諭普通免許状、「⑤特別支援学校」においては受験する校種・教科の教諭普通免許状を現に有する者又は令和6年4月1日までに確実に取得できる見込みの者

(6) 昭和59年4月2日以降に出生した者

※ 学校教育法第91条に定める専攻科に進学し在学している学生は推薦基準外

3 推薦の人数

推薦人数枠は設けない

4 推薦申込手続等

(1) 提出書類

ア 受験申込書（令和5年度東京都公立学校教員採用候補者選考実施要綱（6年度採用）の受験申込書を使用してください。実施要綱は、被推薦者が入手してください。）

※ 電子申請による申込受付は行いません。被推薦者が既に電子申請を行っていた場合は、その旨を東京都教育庁人事部選考課選考担当まで連絡してください。（電子申請による申込は取消の処理を行います。）

イ 学長推薦書（別紙「様式1」を使用し、「親展」扱いとしてください。）

小学校全科（英語コース）に推薦する者については、「特記事項」欄に英語に係る資質・能力についても必ず記述してください。

ウ 受験者成績証明書（学校所定の様式を使用し、「親展」扱いとしてください。）

累積GPA及び満点GPAを必ず記載してください。

※ **小学校全科（英語コースを含む）において、セファールB2以上の英語有資格者については、各資格・検定試験結果のスコアが分かる成績証明書の写しを必ず提出してください。セファールB2以上のスコアについては、文部科学省から公表されている「各資格・検定試験とCEFRとの対照表」（平成30年3月）を基準とします。**

エ 受験者成績評定票（別紙「様式2」を使用し、「親展」扱いとしてください。）

記入にあたっては、「8 受験者成績評定票の記入について」を参照してください。

なお、受験者成績評定票は学生に公表しておりませんので、大学内の手続き等で学生の目に触れることが無いよう、ご配慮ください。

(2) 申込方法

各大学等において関係書類を取りまとめ、担当する部課名及び担当者名・連絡先電話番号、メールアドレスを明記した上、封筒表面に「大学推薦受験申込書在中」と朱書きし、簡易書留により提出してください。

(3) 申込期限

令和5年5月9日（火）消印有効

(4) その他

東京都教育委員会が実施する採用候補者選考において、他校種・他教科について重複して申し込むことはできません。重複申込みを行った場合は、いずれの受験申込みも無効となります。**被推薦者が、一般選考の受験申込みを行っていた場合は、一般選考の受験申込みを取り下げる手続きが必要となりますので、被推薦者に確認していただいた上、担当者が東京都教育庁人事部選考課選考担当まで連絡してください。**

なお、第二次選考の結果、名簿登載者となったにもかかわらず、被推薦者が採用を辞退する事案が発生した場合、次年度以降の大学推薦をお断りする場合があることをご承知おきください。

5 第一次選考における教職教養試験免除者の決定

(1) 推薦関係書類を審査し、第一次選考における教職教養試験免除者を決定します。

(2) 第一次選考における教職教養試験が免除とならなかった者は、東京都公立学校教員採用候補者選考一般選考の受験者として取り扱います。

(3) 第一次選考における教職教養試験免除者の選考結果通知

ア 大学等への通知

6月中旬に被推薦者への通知に併せて結果を発送します。通知結果については、大学等から被推薦者に周知及び確認してください。

イ 被推薦者への通知

受験票の発送をもって、被推薦者への通知にかえます。

- (4) 第一次選考における教職教養試験が免除となった者の可否結果について、第一次選考の選考結果発表日以降に、被推薦者本人に通知します。結果のご確認が必要な場合、被推薦者本人にご確認いただきますようお願いいたします。

※ **大学推薦により申込みを行った者の第一次選考における受験会場については、教職教養の免除の有無にかかわらず東京会場となります。**

6 第一次選考の日程等

(1) 第一次選考

令和5年7月9日(日) 専門教養試験〔60分間〕 論文試験〔70分間〕

(2) 第一次選考合格発表

令和5年8月7日(月)

7 第二次選考の日程等

(1) 第二次選考

令和5年8月18日(金)、19日(土)、20日(日)のうち指定する一日 個人面接

令和5年8月26日(土) 実技試験

※ 実技試験は、「②小学校全科(英語コース)」の英語、「⑤特別支援学校」の音楽・美術・保健体育・英語を受験する者が対象になります。

(2) 第二次選考可否発表

令和5年9月29日(金)

(3) 可否結果

被推薦者の最終結果(第一次選考、第二次選考含む)につきまして、発表日以降に被推薦者本人及び大学へ通知します。

8 受験者成績評定票の記入について

(1) 「受験者成績評定票」(以下「評定票」という。)提出の趣旨

東京都教育委員会は、平成29年10月に「東京都教職課程カリキュラム」(以下「カリキュラム」という。)を公表し、全国の教員養成課程を有する大学に送付しました。

カリキュラムでは、東京都が求める教員として最小限必要な資質・能力として、4領域27項目にまとめています。これは、本要綱の「2 推薦基準」の「(2) 東京都教育委員会が求める教師像にふさわしい資質・能力を有する者」を具体的に示したものです。

そのため、被推薦者について、カリキュラムに基づいた「評定票」を提出していただくことにしています。

(2) 「評定票」の記入方法

ア 「評定票」は、カリキュラムの冊子5ページから23ページで示している「到達目標」に基づいて作成しています。既にカリキュラムの解説も合わせて送付していますので、内容を確認してください。

イ 「評定票」に示している4領域27項目は、カリキュラムの冊子24ページから27ページに示されているとおり、全て教育職員免許法施行規則に定められている内容と整合しますので、被推薦者の教職課程での日頃の学習状況等に基づいて、記入してください。

ウ 評定は、3段階で記入してください。また、所見欄につきましては、被推薦者の資質能力について評定の根拠となる具体的な内容について**必ず記入してください。**

※ 評定の段階(評価基準に対する到達度の割合)

A…十分に満足できると判断されるもの (80 ~ 100%)

B…おおむね満足できると判断されるもの (50 ~ 79%)

C…努力を要すると判断されるもの (0 ~ 49%)

なお、「評定票」は、選考に活用します。具体的な事実に基づいて評定及び所見を記入して

ください。

9 提出及び問合せ先

東京都教育庁人事部選考課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎14階

電話 03(5320)6787 【ダイヤルイン】

令和5年度東京都公立学校教員採用候補者選考(6年度採用) 大学推薦について

東京都教育委員会

1 対象者

令和5年度東京都公立学校教員採用候補者選考(6年度採用)に伴う大学推薦は、以下に挙げる大学等在学者のうち、指定の推薦基準を満たす者で、**東京都での採用を第一希望**とし、学長が推薦する者を対象として行います。

対象者の推薦基準は大学推薦実施要綱に記載されています。

対象者	書類審査	第一次選考	第二次選考
①小学校全科教員受験希望者 ②小学校全科(英語コース)教員受験希望者 ③中学校技術教員受験希望者 ④高等学校工業教員受験希望者(機械系)、(電気系)、(化学系)、(建築系)、(工芸系) ⑤特別支援学校教員受験希望者	<ul style="list-style-type: none"> ・学長推薦書 ・成績証明書 ・受験者成績評定票 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門教養 ・論文 	・個人面接
⑥東京都教育委員会と連携する教職大学院修了予定者			<ul style="list-style-type: none"> ・個人面接 ・都内連携協力校における実習実績

2 書類審査

- ・書類審査を行い、第一次選考における教職教養試験免除者を決定します。
- ・第一次選考における教職教養試験が免除とならなかった者は一般選考での受験者として取扱います。

3 第一次選考の日程

令和5年7月9日(日)	専門教養試験〔60分間〕 論文試験〔70分間〕
-------------	----------------------------

なお、一次選考における教職教養試験の免除の有無に関わらず、試験会場は東京会場になります。

4 第二次選考の日程

(1) 第二次選考

令和5年8月19日(金)、20日(土)、21日(日)のうち指定する一日 個人面接

令和5年8月26日(土) 実技試験

※ 実技試験は、小学校全科(英語コース)、小中共通の音楽、美術を受験する者、中高共通の英語、音楽、美術を受験する者、小中高共通の保健体育を受験する者、特別支援学校の英語、音楽、美術、保健体育を受験する者が対象となります。

(2) 第二次選考可否発表

令和5年9月29日(金)

(別紙1)

5 その他

- ・東京都教育委員会が実施する採用候補者選考において、一般選考と重ねて申し込むことはできません。重複申込みを行った場合は、いずれの受験申込みも無効となります。
- ・大学推薦に関する詳細は、各大学等の教員採用選考担当者に問い合わせください。

大学推薦 受験者成績評定票

受験者氏名

受験者印

所見(具体的に記入する)

領域	資質・能力	評価標準	評定
① 教育者としての必要な教養	教育に対する使命感と豊かな人間性	児童に対する深い愛情と教育者としての自覚や責任をもち、児童のよさや可能性を引き出し伸ばす能力の素地を身に付けている。	
② 教員として必要な教養	教員として必要な教養	教員として必要となる礼節を身に付けている。また、学校教育に関する知識や幅広い教養を身に付けるために学び続けている。	
③ コミュニケーション能力と対人関係力	コミュニケーション能力と対人関係力	教員に必要なコミュニケーション能力を身に付け、児童と適切な人間関係を築くことができる。	
④ 学校教育に関する法令等と学校教育の役割	学校教育に関する法令等と学校教育の役割	学校教育に関する法令等や教育委員会の教育目標等から学校教育の役割を理解し、法的根拠を踏まえて判断し、行動することの重要性を理解している。	
⑤ 職務の厳正	職務の厳正	教員の職務の在り方について法令や事例等に基づいて理解し、法令を遵守する態度を身に付けている。	
⑥ 体罰の根絶	体罰の根絶	体罰の現状や課題、体罰によらない指導の方法について理解している。また、体罰が法令及び職務規定に反することを理解している。	
⑦ 学習指導要領	学習指導要領	学習指導要領の位置付けや基础性、各教科等の目標・内容等について理解している。	
⑧ 教材研究・教材解釈と授業づくり	教材研究・教材解釈と授業づくり	指導方法等を工夫した授業づくりに向けて、各教科等の指導内容にかかわる教材研究・教材解釈の意義を理解している。	
⑨ 単元指導計画の作成及び改善	単元指導計画の作成及び改善	単元指導計画に必要な要素や作成するための方法等について理解するとともに、模擬授業等の実践を通じて指導計画を見直し、改善することができる。	
⑩ 指導方法・指導技術	指導方法・指導技術	各教科等の特性に応じた基本的な指導方法・指導技術等を身に付け、模擬授業や教育実習等で実践している。	
⑪ 児童の学習状況の把握と評価	児童の学習状況の把握と評価	児童の学習状況を的確に把握し、指導に生かす基本的な評価方法を理解し、模擬授業や教育実習等で評価結果を生かした指導を実践している。	
⑫ 授業力向上と授業改善	授業力向上と授業改善	授業力を構成する6要素や、授業力向上のためのPDCAサイクルを理解し、自己の授業を改善しようとする態度を身に付けている。	
⑬ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善	児童が「どのように学ぶか」に着目して、学びの質を高めていくためには、「学び」の本質となる「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が重要であることを理解している。	
⑭ 情報教育の推進	情報教育の推進	ICTの活用等による協働型・双方向学習の推進が求められていることについて理解している。	
⑮ 英語教育の充実	英語教育の充実	「使える英語」を習得させる実践的教育の推進の必要性を理解するとともに、基本的な指導計画を立案し、実践しようとしている。	
⑯ 児童・生徒の学力向上	児童・生徒の学力向上	学習指導要領の目標、内容及び学習指導要領の改訂の趣旨を理解するとともに、個に応じた指導方法や習熟度別指導等、指導法に応じた教材を開発し、授業で活用することの大切さを理解している。	
⑰ 教育の機会均等の確保	教育の機会均等の確保	社会の加齢的・身体的な変化を受け止めること、将来の予測が難しい社会の中でも、志高く未来を創り出していくために必要な資質・能力を児童・生徒一人一人に確実に身に付けさせることについて理解している。	
⑱ 日本語指導が必要な児童・生徒の指導	日本語指導が必要な児童・生徒の指導	ローン・ソルトの進め方に伴い日本語指導が必要な児童・生徒が増加していることを踏まえ、日本語指導の進め方や指導上の留意点等、基本的な事項について理解している。	
⑲ 持続可能な社会の創り手を育成する教育の推進	持続可能な社会の創り手を育成する教育の推進	持続可能な社会の創り手を推進(持続可能な開発のための教育 (SDG)) のために、地味な規範で直面している諸課題について理解を深め、具体的に行動する態度・能力を育成する方法を身に付けようとしている。	
⑳ 世界で活躍できる人材の育成	世界で活躍できる人材の育成	世界で活躍できる人材を育成することの必要性を理解するとともに、基本的な事項を踏まえた指導計画を立案し、実践しようとしている。	
㉑ 人権教育の充実	人権教育の充実	児童・生徒の発達の段階に応じた人権教育を実践できるように、日頃から人権感覚を磨くとともに、様々な人権課題についての理解と認識を深めようとしている。	
㉒ 道徳教育の充実	道徳教育の充実	小学校及び中学校における「特別の教科 道徳」の目標や内容について理解するとともに、学校教育全体を通して、道徳的は判断力、心情、活動態度と態度を育て、児童が道徳教育を通じて、小学校及び中学校における道徳教育を踏まえて、学校の教育活動全体を通じて、生徒が人間として在り方生き方を主体的に探求することができるようにしている。	
㉓ キャリア教育の充実	キャリア教育の充実	児童・生徒一人一人のよさや可能性を伸ばすキャリア教育について、その意義を理解するとともに、実践的な指導方法を身に付けようとしている。	
㉔ 防災教育の充実	防災教育の充実	学校、家庭、地域が一体となった防災教育の目的や進め方を理解するとともに、基本的な事項を踏まえた指導計画を立案し、実践しようとしている。	
㉕ 児童・生徒の体力向上	児童・生徒の体力向上	教員自身が基本的な生活習慣や、健康及び体力を保持しているための能力や態度を身に付けるとともに、学校教育だけでなく社会全体で、児童・生徒の基礎体力を高めていくことの重要性を理解している。	
㉖ いじめの未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への対応	いじめの未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への対応	いじめの問題に関する法令やいじめの動向、いじめ未然防止や早期発見、早期対応、重大事態への対応等、基本的な事項について理解している。	
㉗ 自殺防止	自殺防止	児童・生徒の自殺の現状や背景、児童・生徒の自殺を防止する基本的な方策について理解している。	
㉘ 不登校対策	不登校対策	不登校の現状や背景及び不登校児童・生徒への基本的な対応方法について理解している。	
㉙ 障害のある児童・生徒の多様なニーズに応える教育の実現	障害のある児童・生徒の多様なニーズに応える教育の実現	特別支援教育の充実を図るために、障害の理解と基本的な知識の習得や特別な支援を必要とする児童・生徒への具体的な指導方法を身に付けるとともに、関係機関との連携の在り方について理解している。	
㉚ オリエンテーション・ボランティア教育の推進	オリエンテーション・ボランティア教育の推進	オリエンテーション・ボランティア教育の目的や進め方を理解するとともに、基本的な事項を踏まえた指導計画を立案し、実践しようとしている。	
㉛ 児童・生徒の学びを支える教員力・学校力の強化	児童・生徒の学びを支える教員力・学校力の強化	教員は学校組織の一端であること、多様な専門性をもつ人材等と連携・分担してチームとして職務を担えるよう、役割に応じた役割を担うこととしている。	
㉜ 学校経営の意義と学級づくり	学校経営の意義と学級づくり	学校経営の意義や、学級集団づくりにおける学校経営の意義や重要性、作成方法等の基本的な事項を理解している。	
㉝ 集団の把握と生活指導	集団の把握と生活指導	一人一人の人格を尊重するとともに、個性の伸長を図る等の生活指導の意義を理解し、集団の状況を的確に把握した上で生活指導を行うことの大切さを理解している。	
㉞ 食物アレルギー疾患のある児童・生徒への対応	食物アレルギー疾患のある児童・生徒への対応	食物アレルギーの発生の仕組みや原因及び予防に関する対応や発生時に必要な緊急対応の基本的な事項について理解している。	
㉟ 児童・生徒理解と教育相談	児童・生徒理解と教育相談	教育相談の意義を理解し、基本的な教育相談の技法を学び、児童・生徒理解に生かすことの大切さを理解している。	
㊱ 保護者・地域との連携	保護者・地域との連携	学校と保護者・地域住民等との関係を踏まえ、意見や要望等を適切に受け止め対応することの重要性を理解している。	

令和 年 月 日

学校名 _____ 学級名 _____

印 _____ 記載責任者 職氏名 _____

印 _____